

在外教育施設へのシニア派遣教員の派遣に関する規則

文部科学大臣決定
平成19年3月30日
改正平成22年5月18日
改正平成24年5月7日
改正平成30年10月16日

(趣旨)

第1条 この規則は、在外教育施設に派遣するシニア派遣教員の派遣について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、「在外教育施設」とは、海外に在留する邦人の子女のために学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学、高等専門学校、幼稚園を除く。以下この条において同じ。）における教育に準ずる教育を実施することを主たる目的として海外に設置された教育施設をいう。

2 この規則において「シニア派遣教員」とは、本邦において小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の校長、副校長、教頭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理を司る主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下「校長等」という。）の経験を有する者（現職教員を除く。）のうち、この規則により文部科学大臣の委嘱を受け、在外教育施設に派遣される者をいう。

3 この規則において、「学校運営委員会」とは、在外教育施設を設置し、及び管理する機関をいう。

(派遣)

第3条 文部科学大臣は、必要と認める在外教育施設にシニア派遣教員を派遣するものとする。

2 文部科学大臣は、前項の規定によりシニア派遣教員を派遣しようとするときは、あらかじめ派遣先の在外教育施設（以下「派遣先教育施設」という。）の学校運営委員会又は派遣先教育施設の長の同意を得るものとする。

(派遣期間)

第4条 シニア派遣教員の派遣期間は、2年とする。ただし、文部科学大臣が特別に必要があると認めるときは、2年間を限度に当該派遣期間を延長し、又は短縮することができる。

(委嘱)

第5条 シニア派遣教員は、第7条に規定する職務を遂行するために必要な知識と経験を有する者のうちから文部科学大臣が選考し、委嘱する。

2 シニア派遣教員の資格及び選考方法は、総合教育政策局長が別に定める。

(所属)

第6条 シニア派遣教員は、派遣先教育施設の学校運営委員会又は派遣先教育施設に置くものとする。

(職務)

第7条 シニア派遣教員は、退職時の職に応じて派遣先教育施設の校長等の職務を遂行するものとする。

(服務)

第8条 シニア派遣教員は、この規則に従い、誠実にその職務を遂行しなければならない。

2 シニア派遣教員は、シニア派遣教員としての信用を傷つけ、又は派遣先教育施設の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 前2項の規定によるほか、シニア派遣教員の服務に関し必要な事項は総合教育政策局長が別に定める。

(旅費の支給)

第9条 シニア派遣教員が派遣先教育施設に赴いた場合若しくは派遣期間の終了に伴い帰国した場合又はシニア派遣教員若しくはその扶養親族（配偶者並びに心身に障害のある子で他に生計の途のない者として文部科学大臣が認めたものをいう。）が文部科学大臣の許可を受けて本邦と在勤地（派遣先教育施設の所在地をいう。）との間を旅行した場合その他これに準ずる場合には、シニア派遣教員に対し、旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額、支給条件等については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）及び文部科学省所管旅費規則（平成13年文部科学省訓令）に定めるもののほか、総合教育政策局長が別に定めるところによる。

(在勤手当の支給)

第10条 シニア派遣教員には、在勤手当を支給する。

2 在勤手当は、シニア派遣教員が派遣先教育施設において勤務するのに必要な衣食住等の経費に充当するために支給するものとし、その種類及び内容は次の各号に掲げるとおりとする。

一 在勤基本手当 シニア派遣教員が派遣先教育施設において勤務するのに必要な衣食等の経費に充当するために支給するもの

二 住居手当 シニア派遣教員が派遣先教育施設において勤務するのに必要な住宅費に充当するために支給するもの

三 配偶者手当 配偶者を伴うシニア派遣教員に支給するもの

四 健康管理手当 1年以上勤務したシニア派遣教員及びその配偶者が、健康診断の実施など健康管理のために必要な経費に充当するために支給するもの

ただし、不健康地健康管理手当の支給を受ける者に対しては、当該不健康地健康管理手当の支給を受ける年度に係る健康管理手当は支給しない。

五 不健康地健康管理手当 長期にわたる継続的な勤務が健康管理上適当でないと認められる地に所在する派遣先教育施設で別表第1左欄に掲げるものに2年以上勤務したシニア派遣教員及びその扶養親族が、1年度1回を限度として同欄の在外教育施設の別に応じ同表右欄に定める保養地域において健康管理を目的とする保養及び健康診断の受診のための旅行を行うのに必要な経費に充当するために支給するもの

六 高地手当 標高の高い地に所在する派遣先教育施設で別表第2に掲げるものに勤務するシニア派遣教員及びその扶養親族が、1年度2回を限度としてその在外教育施設の所在する国の低地において健康管理を目的とする保養のための旅行を行うのに必要な経費に充当するために支給するもの

七 防犯手当 治安事情が著しく厳しい地に所在する在外教育施設として総合教育政策局長が別に定めるものに勤務するシニア派遣教員が、居住している住宅及び通勤途上の防犯のために必要な経費に充当するために支給するもの

3 前2項の規定により支給する在勤手当の額、支給条件等については、総合教育政策局長が別に定める。

(一時帰国等)

第11条 シニア派遣教員は、その派遣期間中において、文部科学大臣の許可を受けて本邦に一時帰国又は私費一時帰国（次項において「一時帰国等」という。）することができる。

2 前項の規定によるシニア派遣教員の一時帰国等の実施に関し必要な事項は、総合教育政策局長が別に定める。

(派遣前健康診断)

第12条 シニア派遣教員が本邦から派遣先教育施設に赴任しようとするときは、総合教育政策局長が別に定めるところにより、派遣前の健康診断を実施する。

(報告等)

第13条 文部科学大臣は、必要があると認めるときは、シニア派遣教員、学校運営委員会又は派遣先教育施設の校長に対し、シニア派遣教員の職務の遂行状況等について報告を求め、又は指導、助言をするものとする。

(委任)

第14条 この規則に定めがあるもののほか、シニア派遣教員の派遣に関し必要な事項は、総合教育政策局長が別に定める。

附 則

この決定は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この決定は、平成22年5月18日から実施する。

附 則

この決定は、平成24年5月7日から実施する。

附 則

この決定は、平成30年10月16日から実施する。

別表第1 不健康地健康管理手当の支給の対象となるシニア派遣教員が勤務する在外教育施設及び保養地域

在外教育施設	保養地域
ダレサラム補習授業校	欧州
ハノイ日本人学校	アジア
ダッカ日本人学校	アジア
ヤンゴン日本人学校	アジア
大連日本人学校	アジア
ニュー・デリー日本人学校	アジア
チェンナイ補習授業校	アジア
ボンベイ日本人学校	アジア
ホーチミン日本人学校	アジア
コロombo日本人学校	アジア
イスラマバード日本人学校	アジア
カラチ日本人学校	アジア
ボゴタ日本人学校	北米
マナオス日本人学校	南米
リマ日本人学校	南米

ブカレスト日本人学校	欧州
モスクワ日本人学校	欧州
テヘラン日本人学校	欧州
リアド日本人学校	欧州
ジェッダ日本人学校	欧州
ナイロビ日本人学校	欧州
備考 保養地域には、特別な事由がある場合は、この表に掲げる保養地域以外の地を含めることができる。	

別表第2 高地手当の支給の対象となるシニア派遣が勤務する在外教育施設

在外教育施設
ボゴタ日本人学校
日本メキシコ学院日本コース